【福山市】補助金情報（令和5年度版）

支援制度名	支援の内容	制度の概要	担当窓口連絡先
空家等地域活用支援事業	－	福山市内に所在する空家等の所有者で，その空家等を町内会等に5年以上無償で貸し出す者に，通算5回まで当該年度の固定資産税及び，都市計画税の合計額を12で除し，貸出月数を乗じて得た額を補助する。	住宅課 084-928-1102
福山市移住者等住宅改修費補助事業	限度額：30万円 （新婚・子育て世帯上限額50万円） 親世帯と同居近居の場合上限額10万円加算 補助率：1/2	福山市外から転入し又は，本市に転入後3年以内であり，中古住宅を購入し改修工事を行う移住又は定住希望者向けの事業で，改修費用の一部を補助する。	住宅課 084-928-1102
福山市空家等地域活性化推進事業補助	限度額：45万円 補助率：3/4	地域の活性化やコミュニティの維持及び再生を図るため，空家等を改修等して活用する地域を支援する。 ※学区（町）まちづくり推進委員会からの申請のみ	住宅課 084-928-1102
福山市木造住宅耐震診断費補助制度	限度額：2万円 補助率：2/3	1981(S56)年5月31日以前に着工された，2階建以下の戸建木造住宅に対して，耐震診断に要する費用の一部を補助する。	建築指導課 084-928-1103

福山市木造住宅耐震化促進補助事業	耐震改修：限度額100万円（80万円） 補助率：80% （1/3） ※（）内は居住誘導区域外の場合 現地建替え：限度額100万円 補助率：80% 非現地建替え，除却： 限度額80万円 補助率：23%	1981(S56)年5月31日以前に着工された，現に居住する2階建以下の戸建木造住宅に対して，耐震改修，現地建替え，非現地建替え，除却工事に要する費用の一部を補助する。	建築指導課 084-928-1103